

公害弁連ニュース

**No.
179**

全国公害弁護団連絡会議

東京都豊島区西池袋 1-17-10
エキニア池袋 6階

城北法律事務所

2016年1月1日

TEL: 03-3988-4866 FAX: 03-3986-9018

巻頭言

小出裕章さんの講演を聞いて “原発マフィア”といかに対峙するか。

代表委員

弁護士 中 島 晃



昨年（15）年10月3日、「地球環境保全と原子力発電－滋賀からの発信」をテーマとして、第32回日本環境会議滋賀大会が開催された。

この滋賀大会では、原発再稼働の問題が取り上げられ、特別講演として、嘉田由紀子（前滋賀県知事）さんと、小出裕章（元京都大学原子炉実験所）さんのお二人が講演をされた。

この講演の中で、小出さんが原発再稼働を目指す人々の集まりを、もはや“原子力ムラ”とよぶのではなく、“原子力マフィア”とよぶべきであると話されたことが強く印象に残った。

私は、かねがね原子力発電を推進する人々の集団を“原子力ムラ”とよぶのは、原子力を推進する勢力の影響力を過小評価するものではないのかと危惧してきた。

小出さんの“原子力マフィア”という発言は、原発推進勢力の凶悪さを強調するものであるが、同時に私たちに、政官財学が一体となって、国策としての原発を推進する勢力のもっている影響力

が、必ずしも「ムラ」という言葉に示されるような小さなものではなく、それは決して軽視することができない凶暴な力を持っていることを警告するものと受け取るべきではないかと考える。

いま、全国各地の裁判所で、原子力発電所の運転差止めを求める民事差止訴訟と、福島原発事故による悲惨で深刻な被害の回復を求める、国と東京電力を相手どった損害賠償訴訟が取り組まれている。

これらの訴訟に取り組むにあたって、原告や弁護団が相手にしているのは、小出さんが言われる“原子力マフィア”という兇暴な力をもった集団であることを肝に銘ずる必要があるのではないだろうか。

冒頭に述べた日本環境会議滋賀大会から帰る途中で、たまたま吉村良一（立命館大学教授）さんと電車の中で一緒になった。その際、吉村さんから、全国各地で原発に関して差止め訴訟や損害賠償訴訟が提起されているが、必ずしも全国的な情

報交換や連携した共同の取り組みが十分なされていないのではないかという指摘がなされた。

またあわせて、法律時報2015年7月号の巻頭に、高木光京大教授の「法律時評：仮処分による原発再稼働の差止め」と題する論稿が掲載され、高木教授がその中で、仮処分によって原発の再稼働を差止めることは妥当ではないとの見解を述べていること、さらに最近、高木教授は、この議論をより詳細に展開して、民事訴訟による原発再稼働の差止めそのものに対して、否定的な見解をまとめた鑑定意見書を作成し、これが福井地裁をはじめ、原発差止訴訟が提起されている各地の裁判所に提出されていること、この鑑定意見書は京都大学法学部の現職教授（行政法担当）によるものだけに、そう簡単に無視することができないと懸念しているとも述べられた。

福島原発事故から今年で丸5年を迎えようとしている。悲惨で過酷な原発事故に対する人々の記憶の風化を待ち受けるようにして、“原発マフィア”とよばれる人々の原発再稼働に向けた策動がさまざまな形で強まりつつあるように見える。

そういう視点から見ると、“原発マフィア”の

影響力は、いよいよ国立大学の法学部にも浸透してきているとみるのは、私の思い過ごしであろうか。

いま私たちは、“原発マフィア”ともいうべき原発推進勢力の凶暴な力と対峙しているのだということに自覚して、いささかもひるむことなく（凶暴であることは、せい弱であることと裏腹でもある）、また同時に相手をいささかもあなどることなく、腹を据えて、この凶悪なモンスターと闘うにふさわしい体制を作り上げることが重要である。そして、何よりも原発廃止を求める強大な国民的運動の形成と発展を抜きにして、原発差止訴訟の勝利の展望を切り開くことなど到底おぼつかないことを見すえる必要がある。その点で、個々の担当裁判官の資質や良心に過剰の期待をかけることは禁物である。そのことに幻想をもつことは、厳にいましめられるべきことと考える。

そのために、いま私たちは、今年一年、さきに述べた原発関係訴訟を勝ち抜くために全国的な知恵と力量を結集して、裁判と運動の2つの局面で総力をあげて取り組むことが求められていると考える。

「よみがえれ！有明」訴訟

福岡高裁不当判決と和解協議勧告

よみがえれ！有明弁護団

弁護士 國 嶋 洋 伸

1 継続・累積する漁業被害

有明海では、今年も漁業被害が継続・累積しています。

タイラギは4季連続の休漁。養殖ノリも早期か

ら色落ちや病害に悩まされ、魚類もほとんどとれません。

アサリ養殖も“既に大きくなった輸入種貝”を冬場に放流して、数か月後に収穫するのがやっとの状況で、育成期間が短いアサリは「有明産」と

銘打つことすらできなくなり「中国産」として出荷せざるをえません。

仕方なく、夏場に異常発生するクラゲを捕って凌いでいる状況ですが、最近の報道では、クラゲ取引に暴力団が絡んでいることもあるそうで、古来、営まれてきた健全な地場産業の崩壊がもたらす弊害が垣間見えます。

組合を去っていく人も後を絶たず、「有明海の魚類」のみならず、「有明海の漁民」がいまや絶滅危惧種になりつつあります。

2 福岡高裁の不当判決と和解の勧告

このような中、2015年9月7日、福岡高裁で、小長井大浦の漁民に対する開門・損害賠償請求訴訟の控訴審判決が言い渡されました。

判決は、①タイラギの被害は認めたものの「因果関係は不明」とし、②その他の漁船漁業については原告ごと魚種ごとなどの詳細な損害・因果関係まで特定しないと「漁業被害」が認められないなどとして、原審に引き続き開門を認めないばかりか、損害賠償義務まで否定しました。

これまでの裁判では、「漁業被害」＝「漁場環境が悪化」すること、すなわち漁獲対象物が減るなどして漁が困難になることを意味していましたが、福岡高裁の不当判決は、この認識すら否定しました（現在、上告&上告受理申立中）。

3 確定判決を国が履行しないという異常事態

上記判決の1週間後に行われた請求異議事件の期日において、高裁から国と弁護団双方に対し和解協議開始の「勧告書」が発せられました。

こちらは当然賛成ですが、国は和解協議に参加しない姿勢を貫いています。

そもそも、このような事態を招いたのは、国が開門を命じた確定判決を無視し続け、国民の貴重な血税から3億円を超える間接強制金を垂れ流すという異常な態度をとり続けているからです。挙句の果てに裁判所の和解協議の勧告すら拒絶するとは傍若無人にも程があります。

現在、福岡高裁だけでなく、長崎地裁でも和解を模索する動きが始まっていますが、いずれの裁判官からも「開門にこだわらない第三の途はないでしょうか。」と尋ねられることがありました（言い回しもまったく同じだったので、“上の方”からの指示があるのでしょうか…）。

しかし、開門をしないことを前提とする和解協議などありえません。「確定判決だから」という理由でも十分すぎるのですが、これまでの経緯を考えれば当然のことです。

かつて、「有明海異変」と呼ばれる漁業被害解決のために、時の農水大臣が「専門機関の調査結果に従う」として、ノリ第三者委員会が発足しました。そのノリ第三者委員会は諫早干拓事業と漁業被害の因果関係を認め、さらなる調査のために中長期開門調査の必要性を答申しましたが、農水大臣は約束を破って中長期開門調査を拒絶し、「代わりに有明海再生事業に全力を注ぐ」としました。

その結果、これまで有明海の再生事業として何百億もの莫大な予算がすぎ込まれてきましたが、全く改善されませんでした。そのような中、国が





唯一やっていない再生事業が「開門」調査です。そのため私たちは「開門」調査を命じる確定判決を勝ち取ったのです。

つまり、今さら先祖帰りのように「開門ではない第三の途」などありえないことは、これまでの長い闘いの歴史が証明しているのです。和解のテーマは、開門するかしないかではなく、どうすればみんなが納得して開門できるか、です。

4 国の「できない理由」となりふり構わぬ「反開門」姿勢

国はことあるごとに「開門差止めの仮処分決定との板挟み」と他人事のように言いますが、開門差止めの仮処分決定は、国自身が敢えて主張を狭めて負けるべくして負けたものです。

また、「どちらの立場もとれない」と言いますが、現状は開門されていない以上、イコール「開門しない立場」と同義です。

すなわち、国は板挟みにあって困ったふりをしながら、その実、何が何でも開門したくないという従来の立場に固執し続けているのです。

間接強制金をめぐる裁判の中でも、国はこのような「できない理由」を繰り返していますが、今年の1月、最高裁判所によってすべて排斥されました。

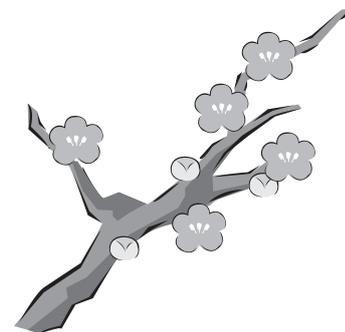
そのような中、国は悪あがきともいえるべき「権

利消滅論」まで主張してきました（漁業権の免許は10年ごとに更新手続きがとられますが、法的には各々新たな権利と解されているため、それ以前の漁業権を基礎とする判決も消滅した、と言う主張です）。

このように、国は、「板挟み」などと言いながら、現実にはなりふり構わず「反開門」姿勢を顕わにしています。

5 今後の課題と展望

紛争解決のためには、農業者らが安心できるような準備工事に直ちに着手して、開門確定判決を履行する以外に途はありません。そのためには、国は「反開門」に固執する姿勢を改め、一日も早く、話し合いのテーブルにつくべきです。確定判決を履行するという当たり前のことが当たり前のように行えない現状を打ち破る闘いに今後ともご支援ご協力をお願いします。



リニア中央新幹線建設中止の 行政訴訟提訴に向けて

弁護士 関 島 保 雄



1 リニア中央新幹線構想と国土交通大臣の工事認可までの杜撰さ

国土交通省は、東京名古屋大阪を約1時間で結び通勤圏とすることで、世界と競争できる東京名古屋大阪を一つとする約6000万人の巨大都市圏を作るためにリニア中央新幹線構想を打ち出してきた。

しかし、そのような巨大都市圏が必要なのか、成り立つのか、むしろストロー現象で東京1極集中になり名古屋大阪は衰退し、地方はさらに衰退するのではないかと危惧される。また10兆円を超える巨額な工事費をかける必要があるのか疑問があり、国家事業としてリニア中央新幹線構想は実現に向けての具体化は進んでいなかった。ところが2007年にJR東海が単独事業として工事費も自己負担でリニア中央新幹線工事を行う旨を表明したことから、リニア中央新幹線構想が具体化して動き始めた。その後2010年に国土交通省の交通審議会で議論が始まりたった1年の杜撰な審議で、2011年5月にリニア中央新幹線の南アルプスルート建設推進とJR東海へ工事及び営業主体を指名する旨の答申を出して、国土交通省は中央新幹線整備計画を決定した。そしてJR東海は2011年6月計画段階環境配慮書から2014年4月23日環境影響評価書、2014年8月29日補正後の環境影響評価書の公告・縦覧などわずか3年程の短期間で環境影響評価をしたと言うが杜撰な環境影響評価であった。

2014年10月17日国土交通大臣はJR東海に対し杜撰な環境影響評価の見直しやり直しを指示することなくリニア中央新幹線の工事实施計画（品川名古屋間）を認可した。この国土交通大臣の認可により、JR東海はリニア中央新幹線の工事に着手することが出来ることになった。

2 リニア中央新幹線計画

東京から甲府を經由し南アルプス山脈の下を横断して名古屋から大阪に至る新幹線で、超伝導磁石で地上10cm浮上させて、最高速度時速505kmで、東京名古屋間を40分、東京大阪間を67分で結ぶ計画。2027年に東京-名古屋間開業予定。2035年に名古屋-大阪間の工事に着工し東京-大阪間は2045年開業予定。東京（品川）、名古屋、大阪のターミナル駅以外の途中駅は沿線の県に一つで相模原市、甲府市、飯田市、中津川市が決まっている。運行は一日約150本（7分に1本）、途中駅の停車は1時間1本の予定。運転手はおらず遠隔操作で運行する。

東京名古屋間の8割以上はトンネルで、首都圏、中部圏、近畿圏の都市部は地下40m以下の大深度地下にトンネルを掘り土地補償金を支払う必要がない。非常口（換気及び防災上）は約5km間隔で設置する。工事費は名古屋まで5兆4300億円余、大阪まで9兆300億円余と試算しているが、工事費の倍増は避けられない。

3 リニア中央新幹線の問題点

(1) 全国新幹線整備法違反

リニアは軌道方式でないため、他の新幹線と相互乗り入れが出来ないため全国の交通ネットワーク性が欠如し新幹線として相応しくない方式である。しかもリニアは消費電力が現在の新幹線の3.5倍消費するので原発事故後の電力省力化の国造りにも逆行する。

国土交通省の審議会でも、リニア方式は新幹線方式に比べて、安全性、経済性、環境問題いずれも劣るが、優越する点は速度だけであることが指摘されている。優れている新幹線方式が採用されるべきなのにリニア式が採用されるという矛盾する結論であった。

また、民間のJR東海を建設及び営業主体に指名したが、JR東海は東海道新幹線と競合するため10兆円を超える巨額工事費をまかなえるだけの乗客の需要は見込めず倒産の危険性があり、結局は国民負担となるにもかかわらず建設費と運賃収入の費用便益の検討が不十分である。

建設工事に伴う人に対する危害防止方法や環境被害の防止策が全く具体的に記載されていないにもかかわらず工事計画を認可した点で違法である。リニアは殆ど地下を走行するため、万一事故が起きた場合の乗客の安全対策は不十分で2000m級の南アルプスの非常口に脱出して救済が出来るのか疑問である。また南アルプスの活断層地帯を横断するため地震によりガイドウエー等にずれが生じた場合の安全対策が確立していない。

(2) 環境影響評価法違反

住民や関係7都県や自治体、環境大臣から環境影響への危惧が指摘されていることに対し、環境影響を少なくする方法を具体的に検討した形跡は見られず杜撰な環境影響評価として違法である。

工事による環境破壊の危険性が大きい。大部分が地下トンネル工事であるため沿線の地下水破壊（既に山梨実験線では水道水源や河川の水濁れ被害が発生している）、南アルプスの自然の破壊、巨大な量（東京ドーム51杯分）の残土の捨て場による自然破壊、多大な工事車両及び残土運搬車両による交通騒音、1日1000台前後のダンプによる交通渋滞による沿線住民の生活破壊（長野県大鹿村は1日1750台1分に3台のダンプが10年間走行する）、リニアの磁力線による健康被害の危険性も指摘されているが、これらの環境被害の防止策が具体的に記載されていない。

4 国土交通大臣のJR東海に対するリニア中央新幹線の工事実施計画（品川名古屋間）の認可取り消し訴訟提起に向けての準備状況

2014年10月17日に国土交通大臣がJR東海に対するリニア中央新幹線工事実施計画の認可したのは違法であるとしてその取消訴訟を2016年春頃東京地方裁判所に提起すべく準備中である。

国土交通大臣の工事計画認可の違法性の主張の骨子は全国新幹線鉄道整備法違反と環境影響評価法違反を理由とする違法である。

国土交通大臣の認可に対し異議申立をしている5040名余の中から1000名を目標に現在原告を募集している。

山田洋次監督、本多勝一、佐高信、澤地久枝さんなどの文化人や宮本憲一名誉教授、寺西俊一名誉教授などの学者からも工事中止の共同アピールの賛同者になって貰い運動を広めているところである。

東京、長野、岐阜、名古屋の弁護士が10名程度集まって訴訟提起の準備を進めているが、今後多くの弁護士の参加を強く希望するものである。

ノーモア・ミナマタ第2次訴訟

～いよいよ論戦が本格化

弁護士 寺内 大介

ノーモア・ミナマタ訴訟の概要

2013年6月に始まったノーモア・ミナマタ第2次国賠等請求訴訟は、熊本1156名、東京67名、大阪53名、新潟103名の計1379名となっている(2015年10月末現在)。

本訴訟の主な争点は、①水俣病特有の感覚障害の有無、②感覚障害を呈するほどのメチル水銀曝露の有無である。

診断の信用性～医師尋問へ

①原告らに四肢末梢の感覚障害があることについては、各原告の共通診断書を提出しているが、被告らは、同診断書が予断を持って作成されたのではないかなどとしてその信用性を争っているため、共通診断書の作成経緯や診断方法について、医師尋問が必要になる。

曝露の有無が最大の争点

本訴訟では、ノーモア・ミナマタ第1次訴訟では少数であったいわゆる対象地域外の原告が多数を占めている。そのため、②これまで行政が水俣病被害者はいないとしてきた地域にしか居住歴がない者も、感覚障害を呈するほどのメチル水銀曝露があったのか、が最大の争点となる。

弁護団は、地域外でのメチル水銀曝露の可能性を示す証拠を提出すべく、各地域の原告らの協力

を得ながら、文献調査、聴き取りを行っている。

地域外から4000名超の被害者が

熊本県の発表によると、水俣病特別措置法で水俣病被害者と判定した2万2816名のうち3761名が対象地域外の住民であった。鹿児島県の被害者を含めると4000名を超えることは間違いない。公式確認60年を前にして、これまで被害者はいないとしてきた地域に、これだけの被害者がいたことを行政が確認したというのは驚くべき事態である。

特措法の詳細結果を調査へ

ところが、熊本県の蒲島県知事は、「対象地域外に汚染が広がっていたことを科学的に示すものではない」などとして被害の隠し込みに躍起となっている。

そこで、原告らは、被害の実態をより明らかに





するべく、熊本県が発表した現在の市町単位の分類ではなく、合併前の旧市町単位、大字単位での分類結果を開示するよう、熊本地裁に調査嘱託を申し立てた。年明けには、裁判所の判断が示される見込みである。

70年代に熊本県が8万人調査

環境省国立水俣病総合研究センターの蜂谷紀之・県境保健研究室長らの分析によると、1970

年代前半に熊本県が実施した住民健康調査で、感覚障害を訴える人が、水俣湾周辺だけでなく、不知火海沿岸の広範囲に及んでいたことがわかった。調査結果が公表されていれば、被害者救済が早期かつ幅広く進んでいたはずである。

熊本県知事選でも水俣病が最大の争点

2016年5月1日は、水俣病の公式確認から60年の節目を迎えるが、直前の3月27日(3月10日告示)には、熊本県知事選挙が行われる。

県知事選には、現職の蒲島郁夫氏、前熊本市長の幸山政史氏、そして、私が、出馬の意向を表明しており、「水俣病は終わった」とする現職に対し、「水俣病は終わっていない」として、正面から闘いを挑むこととなった。

裁判内外の論戦が激化する2016年春、ノーモア・ミナマタへの全国のご支援をお願いします。

原発問題の解決に向けての課題

弁護士 板井 優



1 原発再稼働と「20% SV 受忍論」

2015年4月22日、鹿児島地方裁判所は、川内原発再稼働の差し止めを求める仮処分決定を却下する決定を明らかにした。この決定に対しては、福岡高裁宮崎支部に対する即時抗告が申し立てられ、審理は宮崎支部に移った。

この決定以降、原子力規制委員会は、さらに伊

方原発の再稼働の方向を明らかにし、同年6月に入り政府は同年12月にフランス・パリで開かれる気候変動条約締約国会議に向けて、原発のベースロードをゼロから20～22%とする方向を明らかにした。

これによると、東電の福島第2原発も再稼働させ、築40年以上の原発も築60年まで再稼働するという方針とならざるをえない。こうして、3・

11 から 5 年を迎える前に原発再稼働政策が展開されることとなった。

こうした一連の背景に、2015 年 6 月 12 日、政府は、復興指針の改定を閣議決定し、福島県は、同月 15 日住宅無償支援の打ち切りを発表し、東電は同月 17 日、精神的苦痛と営業損害の賠償についてのプレス・リリースを発表したとの事実がある。そして、この背景には「20^三 SV 受忍論」があるとの指摘がなされている（ブックレット『福島を切り捨てるのですか “20^三 SV 受忍論” 批判』「生業を返せ、地域を返せ！」福島原発訴訟原告団・弁護団 かもがわ出版）。

こうした政府の政策を許せば、年間 20^三 SV に緩和された基準による原発被害がこの国の各地でくり返される可能性が、容認されることになる。

2 被害をくり返す者は被害を小さく見せる！

水俣病において、チソは、昭和 30 年代、第 2 期石油化政策（石油による有機合成化学原料の生産）の下で、新法での石油法によるエチレンの増産に合わせるべく、旧法によるアセトアルデヒドの大増産を行っていた。そのため、アセトアルデヒドの生産設備を次々と限界以上に大増産をしてスクラップ化して、新法（石油法）による生産設備をビルド（立ち上げ）していたのである。しかしながら、旧法によるアセトアルデヒドの生産は、触媒としての水銀がメチル化して水俣病を引き起こすことが指摘されていた。そのために、水俣病患者はわずか 100 人足らずという事になっていたのである。しかし、いわゆる水俣病特措法の対象者は今日 5 万 5 千人を超えることが明らかにされている。

まさに、被害を繰り返す者は被害を小さく見せたのである。

そして、今、時間を超えて同じ事が福島で行われようとしているのである。

3 損害賠償裁判と差し止め裁判が大きく手をつなぐ意義

今、福島で原発被害を小さく見せる一方で、2015 年 8 月 11 日の鹿児島・川内原発の稼働を皮切りに続々と原発再稼働が行われようとしている。

人命よりも経済的發展を追求するこうした政策を止めさせるには、福島での原発事故の被害を等身大に明らかにし、全国各地でこれを繰り返さない闘いを推し進めることが必要である。まさに、安倍政権が、福島での原発被害を小さく見せて原発再稼働を行おうとすることと真正面から対決するには、福島での損害賠償を求める闘いと、全国各地での原発の差し止めを求める闘いが固く団結することが必要にして不可欠である。

如何に行政が福島での原発事故を小さく見せようとしても、福島での司法による損害賠償の闘いが原発被害を等身大で明らかにしていく闘いを全国的に広げていくのであれば、原発による発電政策を転換させることは十分に可能である。

原発差し止めを求める原告全国連は 2013 年 9 月に立ち上げられたが、さらに原発による損害賠償を求める原告全国連が来春にも旗揚げをしようとしており、被害をくり返す者は被害を小さく見せることに対する闘いが真正面から行われようとしている。

4 解決に向けての課題

2011 年 3 月 11 日の東電福島第一原発事故を経て、原発事故被害は法律上公害と扱われることとなった。「公害は被害に始まり、被害に終わる」

のであり、被害の全貌を等身大に明らかにすることが解決への第一歩である。

その意味で、福島における原発公害の全貌を行政や電力業界が小さく見せるため策動を如何に展開しようとも、司法の場で等身大に明らかにしていく闘いを展開し、これを国民的な成果として勝ち取っていくことが大きく求められている。

それは、まさに福島やスリーマイル・チェルノブイリの原発公害被害を風化させないことである。

そして、安倍政権や電力業界が立地県や立地自治体だけの同意で再稼働を目指すことに対し、福島の飯舘村などで明らかになったように、立地自治体を取り囲む圧倒的多数の被害自治体も原発事

故被害を受ける以上、原発再稼働につき同意権があるのは当然であるとする社会をつくるのが勝利の基礎である。

そうした基礎の上に、わが国の政治家や財界の多くのリーダーが原発ゼロに向けて一歩ずつ歩む姿を国民の前に明らかにして原発による発電政策の転換を図り、裁判所が安心して判決を下せるようにしていくことが、原発から自由になるための課題である。

先に述べたように、この闘いを進めていく上で、原発被害に対する損害賠償の裁判と原発の差し止めを求める裁判が団結することが勝利の条件である。

提訴報告 地域の環境復元を求める

「ふるさとを返せ 津島原発訴訟」

「ふるさとを返せ 津島原発訴訟」弁護団 事務局長
弁護士 白井 剣

福島原発事故からこの3月で5年になります。今なお大勢の人々が避難生活を余儀なくされています。

津島は、避難生活を余儀なくされた地域の一つです。福島県双葉郡浪江町の西北側に位置します。地域全体が高濃度放射性物質に汚染されました。2013年4月帰還困難区域（空間放射線量年間50 m Sv以上）に指定され、立ち入りが厳しく制限されています。現在でも高い線量が計測されます。

かつて住民たちは、自然の豊かな恵みを楽しんでいました。津島の美しい自然環境を愛していました。地域のコミュニティーは強い絆で結ばれていました。何世代にもわたって営々と続けられて

きたその生活が原発事故によって突然に断ち切られてしまいました。

許可をもらって自宅に戻るたびに住民たちが目にするものは、ふるさとの様変わりした姿です。家屋はわずかの期間に荒廃してしまいました。屋内はカビが覆い、ネズミの巣になってしまいました。田は柳が生い茂り雑木林のようです。畑も牧草地も荒れ野となりました。無人の部落をイノシシなど野生の動物が荒らし回っています。

壊れていくのは形あるものだけではありません。無形の郷土芸能なども危機にさらされています。部落の祭りや神楽、踊りなどの伝承芸能です。津島の各部落の田植え踊りは、県の重要無形文化



財、国の選択指定文化財に指定されていました。コミュニティが崩壊すれば、人々が長い歳月をかけて紡いできた文化、伝統、歴史も滅びてしまいます。

地域環境の復元とコミュニティの回復が急務です。ところが、津島地区には除染計画さえありません。もちろん現在の除染のあり方を全面的に肯定するわけではありません。限界がありますし種々の問題があります。しかし、国も東電も除染の努力さえせずに津島を放置しているのです。住民たちが諦めるのを待っているのだらうと思います。

このまま手を拱いていては、ふるさとが消滅させられる。自分たちは「棄民」にされてしまう。住民たちは危機感に駆られました。やむにやまれぬ思いで訴訟に立ち上がりました。

昨年9月29日福島地方裁判所郡山支部に第1次提訴をおこないました。原告数は32世帯116名です。ことし、さらに第2次、第3次、第4次と提訴を重ね、最終的に700名の大原告団に発展させる見込みです。そうなれば津島地区住民の過半におよぶことになります。

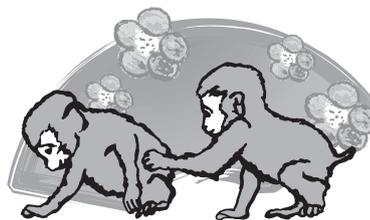
裁判で原告たちが求めるものは環境復元と被害回復です。被害回復は環境復元を前提にしています。あくまでも津島の環境復元が訴訟の主眼です。津島の豊かな自然を返してほしい。当たり前の日常を返してほしい。そのために早急に環境を復元

してほしい。それが原告たちの願いです。

提訴当日は原告と支援約150名が参加して一日行動をおこないました。郡山駅前での街頭宣伝、提訴集会、裁判所までのデモ行進、記者会見などで市民にアピールしました。東京からも公害総行動実行委員会の事務局のかたがた（土田、大越、池田）が参加してくださいました。

私たちの裁判は東京電力と国を被告にしています。国は、福島原発事故で汚染された地域の環境を復元せず、海外に原発を輸出し国内での再稼働を進めようとしています。こんなことが許されてよいわけはありません。「ふるさとを返せ 津島原発訴訟」原告団・弁護団は、東電と国の責任を徹底して明らかにし、その責任で地域環境を復元することを求め、ふるさとを自分たちの手に取り戻す決意です。

私ども弁護団は、公害弁連に参加したばかりの新参者です。どうぞよろしく願いいたします。



【巻頭言】

— 小出裕章さんの講演を聞いて “原発マフィア”といかに対峙するか。	代表委員 弁護士 中島 晃	1
— 「よみがえれ！有明」訴訟 福岡高裁不当判決と和解協議勧告	よみがえれ！有明弁護団 弁護士 國嶋 洋伸	2
— リニア中央新幹線建設中止の行政訴訟提訴に向けて	弁護士 関島 保雄	4
— ノーモア・ミナマタ第2次訴訟 ～いよいよ論戦が本格化	弁護士 寺内 大介	7
— 原発問題の解決に向けての課題	弁護士 板井 優	8
— 提訴報告 地域の環境復元を求める 「ふるさとを返せ 津島原発訴訟」	「ふるさとを返せ 津島原発訴訟」弁護団 弁護士 白井 剣	10